

令和7年12月22日  
参考資料

## 厚木基地周辺の第一種区域等の見直しについて

本日(令和7年12月22日(月曜日))、防衛省南関東防衛局から厚木基地周辺の第一種区域等(住宅防音工事等の対象区域)の見直しについて情報提供があり、口頭要請を行い、併せて、知事コメント(別添のとおり)を発出しましたので、お知らせします。

### 【口頭要請の概要】

三森 基康 神奈川県基地対策担当局長が、次の事項を綿貫 賢一 防衛省南関東防衛局企画部長に口頭要請

- ・関係する住民の方々への確実かつ分かりやすい周知等、住民の方々に寄り添った丁寧な対応。
- ・必要に応じたさらなる追加情報の提供、住民の方々への周知。
- ・見直し後の区域設定に当たっての地域の実情への十分な配慮。
- ・区域解除までの間の確実な対応等、工事を希望する住民の方々に不平等が生じない対応。
- ・騒音軽減に向けたさらなる取組の実施。

### 【参考:情報提供の概要】

- ・米海軍空母艦載機部隊の移駐が完了したこと等により、騒音状況が変化していることから、厚木基地周辺の第一種区域等(住宅防音工事等の対象区域)を現在の騒音実態に即したものに見直すため、令和4年度から令和6年12月にかけて騒音度調査を実施し、騒音センターを作成した。
- ・第一種区域の基準値であるLden62dB騒音センターの範囲は、現行の第一種区域と比べて面積は約10,500haから約700haに縮小。
- ・今回の区域見直しは現行の第一種区域等をすべて解除し、新たに区域を指定する「指定再告示方式」を採用する。
- ・現行の第一種区域等の解除に当たっては、経過措置として、一定期間(約1年6ヶ月)の周知期間を設ける。
- ・経過措置期間中に希望届を受け付けた住宅については、現行の第一種区域が解除された後も現行の工事内容で防音工事を実施する。
- ・令和7年度内(令和8年3月まで)を目途に現在の第一種区域等の解除を告示、令和9年秋頃に見直し後の第一種区域等が適用される。



	対象区域面積	世帯数
現行の第一種区域	約 10,500ha	約 266,000 世帯
Lden62dB 騒音センター	約 700ha	約 47,000 世帯

## 問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 館野 電話 045-210-3370

課長代理 川東 電話 045-210-3375

## 厚木基地周辺の騒音状況についての調査結果に関する 知事コメント

令和7年12月22日

- 本日、防衛省南関東防衛局から、令和4年度から国が実施していた厚木基地周辺の騒音状況についての調査結果がまとめられ、今後、国は、調査結果に基づき、第一種区域等（住宅防音工事等の対象区域）の見直しを進めていく旨の説明がありました。
- 国の説明によれば、第一種区域等は大幅に縮小する見込みとのことであり、同区域内に居住し、住宅防音工事の実施を希望する方々に大きな影響を与える可能性があることから、住民の方々に寄り添った丁寧な対応が必要です。
- そこで、県は、関係住民の方々への分かりやすい周知、地域の実情に十分配慮した区域設定、工事を希望する住民の方々等への不平等が生じない対応等を、口頭で要請しました。
- 引き続き、関係自治体に対して説明が行われることですが、本県としては、国の説明内容を精査するとともに、適切な区域見直しが行われるよう、区域見直しの対象となる市と連携し、必要な働きかけを行っていきます。

（問合せ先）

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 館野 電話：045-210-3370

課長代理 川東 電話：045-210-3375